平成２４年（フ）第５６号
北九州市八幡西区紅梅３丁目２番26―107号
債務者　伊藤　敬子
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７５号
北九州市小倉北区片野３丁目13番２―502号
債務者　元重　修二
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６１号
長崎県雲仙市国見町多比良甲897番地11
債務者　中村登代子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第１号
長崎県南島原市有家町小川152番地１
債務者　村里　和徳
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第６号
青森県弘前市大字青山２丁目25番地１　県営住宅Ａ－３－５号
債務者　齋藤　朱美
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１１８号
名古屋市天白区島田黒石310番地　武藤ビル405号
債務者　三輪　美幸
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８号
青森県弘前市大字石川字村元80番地１
債務者　工藤　光春
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第７１５号
埼玉県八潮市八潮７丁目18番地17　オーハラハイツ303
債務者　佐藤　　博
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７３３号
埼玉県越谷市千間台東１丁目16番地５　ベルレージュ千間台202号
債務者　石毛　伸吾
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７４８号
埼玉県草加市谷塚上町316番地１　ピアニィレイディクス103号
債務者　高司裕二朗
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５２６号
埼玉県羽生市大字羽生151番地１
債務者　木内　　生
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５２７号
埼玉県羽生市南８丁目19番地２　ワカタビコーポ201
債務者　木内万里子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２６号
埼玉県熊谷市下奈良258番地５
債務者　笠原　洋子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第７号
千葉市美浜区磯辺４丁目17番９棟401号
債務者　吉田　有希
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１号
千葉市美浜区真砂４丁目４番６棟203号
債務者　永井　真一
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４号
千葉市美浜区稲毛海岸３丁目１番30号　フラワーヒル稲毛305号
債務者　伊藤　尚栄
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１５号
千葉市美浜区稲毛海岸３丁目１番30号　フラワーヒル稲毛305号
債務者　伊藤みどり
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２５号
千葉市花見川区花見川１番23棟302号
債務者　八重樫憲一
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係